

令和8年度 部等組織改編について

県政経営会議資料
令和8年(2026年)1月27日
総務部人事課

令和8年(2026年)1月
総務部人事課

1 組織改編内容

(1) 「観光文化スポーツ部」の設置

「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」の開催を通じて生まれた絆を引き継ぎ、文化観光やスポーツツーリズムなど魅力的な観光コンテンツの創出を進めるとともに、観光を推進力として文化・スポーツの振興を図るため、「観光」「文化」「スポーツ」を一体的に推進する「観光文化スポーツ部」を新たに設置したい。

現行	令和8年度(案)
<p>文化スポーツ部</p> <p>[部の分掌事務]</p> <ul style="list-style-type: none">文化振興に関する事項文化財の保護に関する事項スポーツに関する事項 <p>[部内所属]</p> <p>文化芸術振興課 文化財保護課 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局</p>	<p>観光文化スポーツ部</p> <p>[部の分掌事務]</p> <ul style="list-style-type: none">観光に関する事項文化振興に関する事項文化財の保護に関する事項スポーツに関する事項 <p>文化・文化財・スポーツの各分野の 「観光」を基軸とした有機的な連携強化</p> <p>[部内所属]</p> <p>観光政策局 文化芸術振興課 文化財保護課 スポーツ課</p>
<p>商工観光労働部</p> <p>観光振興局</p> <ul style="list-style-type: none">観光に関する事項	<p>商工労働部</p>

(2) 上下水道に係る行政部門を統合

日常生活に欠かせないライフラインの持続的な維持に向け、施設の老朽化への対応、激甚災害への備え、技術人材の確保、経営体制の強化など上下水道に共通する課題に対し、効果的・効率的に事業を実施できる体制を構築するため、上下水道の行政部門を琵琶湖環境部に一元化することとしたい。

現行	令和8年度(案)
<p>琵琶湖環境部</p> <p>[部の分掌事務]</p> <ul style="list-style-type: none">下水道に関する事項	<p>琵琶湖環境部</p> <p>[部の分掌事務]</p> <ul style="list-style-type: none">上下水道に関する事項 <p>上下水道・市町が連携した 効果的・効率的な事業実施</p>

(3) 土木交通部を再編し、「県土整備部」「交通まちづくり部」を設置

人口減少を見据え、本県の強みを活かして持続的な発展が可能なまちづくりに向け、「交通」と「まちづくり」を一体的かつ重点的に取り組む体制の構築を図るとともに、防災・減災対策や既存インフラの老朽化対応などの重要課題に対し、即応力・実行力を備えた体制を構築するため、土木交通部を再編し、新たに「県土整備部」および「交通まちづくり部」を設置することとしたい。

現 行	令和8年度（案）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">土木交通部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> [部の分掌事務] <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路および河川に関する事項 ・ 都市計画に関する事項 ・ 交通体系の整備に関する事項 ・ 住宅および建築に関する事項 ・ 港湾その他土木に関する事項 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [部内所属] 監理課 技術管理課 用地事業支援課 道路整備課 道路保全課 流域政策局 交通戦略課 都市計画課 住宅課 建築課 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">県土整備部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> [部の分掌事務] <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路および河川に関する事項 ・ 港湾その他土木に関する事項 <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">組織のスリム化・即応力・実行力 の向上を図り、県民の命と暮らしを守る</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [部内所属] 監理課 技術管理課 用地事業支援課 道路整備課 道路保全課 流域政策局 </div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">交通まちづくり部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> [部の分掌事務] <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画に関する事項 ・ 交通体系の整備に関する事項 ・ 住宅および建築に関する事項 <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">「交通」と「まちづくり」 両輪で持続可能なまちづくりを推進</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> [部内所属] 交通まちづくり政策課 THEシガパーク推進課 住宅課 建築課 建築開発課 </div>

(4) 工業技術総合センターおよび東北部工業技術センターの名称変更

現 行	令和8年度（案）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">工業技術総合センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">東北部工業技術センター</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">南部産業技術共創センター</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">北部産業技術共創センター</div>

2. 改正が必要な条例・施行期日

- ・ 滋賀県部等設置条例
- ・ 滋賀県使用料および手数料条例
- ・ 滋賀県行政財産使用料条例 等
- ・ 施行期日：令和8年4月1日

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

観光分野との連携による文化・スポーツ施策の一層の充実、上下水道事業の効率的かつ効果的な実施の推進および交通とまちづくりの一体的かつ重点的な取組による持続可能なまちづくりの実現を図るための体制の整備等を行うため、滋賀県部等設置条例（昭和30年滋賀県条例第30号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 文化スポーツ部および商工観光労働部を再編し、新たに観光文化スポーツ部および商工労働部を置くとともに、土木交通部を再編し、新たに県土整備部および交通まちづくり部を置くこととします。（第1条の規定による改正後の第1条関係）
- (2) 観光文化スポーツ部、琵琶湖環境部、商工労働部、県土整備部および交通まちづくり部の分掌事務を定めることとします。（第1条の規定による改正後の第2条関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第 号

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県部等設置条例等の一部を改正する条例

(滋賀県部等設置条例の一部改正)

第1条 滋賀県部等設置条例(昭和30年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に、「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「土木交通部」を「^{「県土整備部}交通まちづくり部」に改める。

第2条第4号中「文化スポーツ部」を「観光文化スポーツ部」に改め、ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 観光に関する事項

第2条第5号ウ中「下水道」を「上下水道」に改め、同条第8号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、ウを削り、エをウとし、オをエとし、同条第10号中「土木交通部」を「県土整備部」に改め、イからエまでを削り、オをイとし、同条に次の1号を加える。

(11) 交通まちづくり部

ア 都市計画に関する事項

イ 交通体系の整備に関する事項

ウ 住宅および建築に関する事項

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第51号中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改め、同項第52号中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第5中「工業技術総合センター試験等手数料」を「南部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

別表第6中「東北部工業技術センター試験等手数料」を「北部産業技術共創センター試験等手数料」に改める。

(滋賀県行政財産使用料条例の一部改正)

第3条 滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「工業技術総合センター使用料」を「南部産業技術共創センター使用料」に改め、同表第5項中「東北部工業技術センター設備使用料」を「北部産業技術共創センター設備使用料」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（滋賀県職業能力開発審議会条例の一部改正）

2 滋賀県職業能力開発審議会条例（昭和44年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県商工観光労働部」を「滋賀県商工労働部」に改める。

（滋賀県土地収用事業認定審議会条例の一部改正）

3 滋賀県土地収用事業認定審議会条例（平成14年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「滋賀県土木交通部」を「滋賀県県土整備部」に改める。

（滋賀県都市計画審議会条例および滋賀県開発審査会条例の一部改正）

4 次に掲げる条例の規定中「土木交通部」を「滋賀県交通まちづくり部」に改める。

(1) 滋賀県都市計画審議会条例（昭和44年滋賀県条例第35号）第7条

(2) 滋賀県開発審査会条例（昭和45年滋賀県条例第23号）第8条

（滋賀県環境審議会条例の一部改正）

5 滋賀県環境審議会条例（平成6年滋賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「庶務は、」を「庶務は」に改め、「おいて」の右に「、自然公園に関する審議事項に係る庶務は滋賀県交通まちづくり部において、それぞれ」を加える。

（滋賀県文化財保護審議会設置条例および滋賀県スポーツ推進審議会条例の一部改正）

6 次に掲げる条例の規定中「滋賀県文化スポーツ部」を「滋賀県観光文化スポーツ部」に改める。

(1) 滋賀県文化財保護審議会設置条例（昭和50年滋賀県条例第47号）第8条

(2) 滋賀県スポーツ推進審議会条例（昭和37年滋賀県条例第16号）第7条

（滋賀県交通安全対策会議条例の一部改正）

7 滋賀県交通安全対策会議条例（昭和45年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条中「滋賀県土木交通部」を「滋賀県交通まちづくり部」に改める。

滋賀県部等設置条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p><u>文化スポーツ部</u></p> <p>琵琶湖環境部</p> <p>健康医療福祉部</p> <p>子ども若者部</p> <p><u>商工観光労働部</u></p> <p>農政水産部</p> <p><u>土木交通部</u></p> <p>(新設)</p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、知事室および次の部を置く。</p> <p>総合企画部</p> <p>総務部</p> <p><u>観光文化スポーツ部</u></p> <p>琵琶湖環境部</p> <p>健康医療福祉部</p> <p>子ども若者部</p> <p><u>商工労働部</u></p> <p>農政水産部</p> <p><u>県土整備部</u></p> <p><u>交通まちづくり部</u></p> <p>(部等の分掌事務)</p> <p>第2条 知事室および部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

(4) 文化スポーツ部

(新設)

ア～ウ 省略

(5) 琵琶湖環境部

ア・イ 省略

ウ 下水道に関する事項

エ～カ 省略

(6)・(7) 省略

(8) 商工観光労働部

ア・イ 省略

ウ 観光に関する事項

エ・オ 省略

(9) 省略

(10) 土木交通部

ア 省略

イ 都市計画に関する事項

ウ 交通体系の整備に関する事項

エ 住宅および建築に関する事項

オ 省略

(新設)

(4) 観光文化スポーツ部

ア 観光に関する事項

イ～エ 省略

(5) 琵琶湖環境部

ア・イ 省略

ウ 上下水道に関する事項

エ～カ 省略

(6)・(7) 省略

(8) 商工労働部

ア・イ 省略

(削除)

ウ・エ 省略

(9) 省略

(10) 県土整備部

ア 省略

(削除)

(削除)

(削除)

イ 省略

(11) 交通まちづくり部

付則 省略

ア 都市計画に関する事項

イ 交通体系の整備に関する事項

ウ 住宅および建築に関する事項

付則 省略

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(50) 省略</p> <p>(51) <u>工業技術総合センター試験等手数料</u> 別表第5に定める額</p> <p>(52) <u>東北部工業技術センター試験等手数料</u> 別表第6に定める額</p> <p>(53)～(76) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 <u>工業技術総合センター試験等手数料</u></p> <p>1・2 省略</p> <p>別表第6</p>	<p>第1条 省略 （使用料および手数料の額）</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(50) 省略</p> <p>(51) <u>南部産業技術共創センター試験等手数料</u> 別表第5に定める額</p> <p>(52) <u>北部産業技術共創センター試験等手数料</u> 別表第6に定める額</p> <p>(53)～(76) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p>別表第5 <u>南部産業技術共創センター試験等手数料</u></p> <p>1・2 省略</p> <p>別表第6</p>

東北部工業技術センター試験等手数料

別表第7以下 省略

北部産業技術共創センター試験等手数料

別表第7以下 省略

滋賀県行政財産使用料条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
<p>本則・付則 省略</p> <p>別表</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>工業技術総合センター使用料</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>5 <u>東北部工業技術センター設備使用料</u></p> <p>6 省略</p>	<p>本則・付則 省略</p> <p>別表</p> <p>1～3 省略</p> <p>4 <u>南部産業技術共創センター使用料</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>5 <u>北部産業技術共創センター設備使用料</u></p> <p>6 省略</p>

滋賀県職業能力開発審議会条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県商工観光労働部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県商工労働部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県土地収用事業認定審議会条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県土木交通部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は<u>滋賀県県土整備部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県都市計画審議会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会および常務委員会の庶務は、<u>土木交通部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会および常務委員会の庶務は、<u>滋賀県交通まちづくり部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県開発審査会条例新旧対照表（付則第4項関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （庶務）</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>土木交通部</u>において処理する。</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （庶務）</p> <p>第8条 審査会の庶務は、<u>滋賀県交通まちづくり部</u>において処理する。</p> <p>第9条以下 省略</p>

滋賀県環境審議会条例新旧対照表（付則第5項関係）

旧	新
<p>第1条～第9条 省略 （庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る<u>庶務は、滋賀県健康医療福祉部</u>において処理する。</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 （庶務）</p> <p>第10条 審議会の庶務は、滋賀県琵琶湖環境部において処理する。ただし、温泉に関する審議事項に係る<u>庶務は滋賀県健康医療福祉部</u>において、<u>自然公園に関する審議事項に係る庶務は滋賀県交通まちづくり部</u>において、それぞれ処理する。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県文化財保護審議会設置条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第7条 省略 （庶務）</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>滋賀県文化スポーツ部</u>において処理する。</p> <p>第9条以下 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略 （庶務）</p> <p>第8条 審議会の庶務は、<u>滋賀県観光文化スポーツ部</u>において処理する。</p> <p>第9条以下 省略</p>

滋賀県スポーツ推進審議会条例新旧対照表（付則第6項関係）

旧	新
<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県文化スポーツ部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 （庶務）</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>滋賀県観光文化スポーツ部</u>において処理する。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県交通安全対策会議条例新旧対照表（付則第7項関係）

旧	新
<p>第1条～第4条 省略 （庶務）</p> <p>第5条 会議の庶務は、<u>滋賀県土木交通部</u>において処理する。</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 （庶務）</p> <p>第5条 会議の庶務は、<u>滋賀県交通まちづくり部</u>において処理する。</p> <p>第6条以下 省略</p>